

令和 2 年 4 月 27 日

各 位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための交替制勤務の実施について

政府による緊急事態宣言及び沖縄県内での新型コロナウイルス感染拡大やうるま市内での感染症の発生を踏まえ、職員の集団感染による社協機能停止を未然に防ぐことを目的に、社協職員の交替勤務の実施について、以下のとおり決定したのでお知らせします。

1. 交替制勤務を実施する目的

政府による緊急事態宣言及び沖縄県内での新型コロナウイルス感染拡大やうるま市内での感染症の発生を踏まえ、職員の集団感染による社協機能停止を未然に防ぐことを目的に、社協職員の交替勤務の実施について以下のとおりとする。

2. 交替制勤務

課・係の職員が同時に感染しないよう 2 班に分け、通常勤務と在宅勤務を交替で実施する。

3. 開始時期及び実施期間

令和 2 年 4 月 30 日（木）から実施する。当面、令和 2 年 5 月 6 日（水）までを想定し、必要に応じて延長を検討する。

4. 対象とする職員

交代制勤務を実施する課・係内全職員（正職員、再雇用職員、非常勤職員、パートタイマー）

交代制勤務を実施する課・係は以下のとおり ※4/27 現在

在宅福祉課（本所）、あいあい、石川支所、与那城支所、勝連支所

※地域福祉課（本所）は準備が整いしだい実施